

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 西友楽市浜松船越店
- (2) 届出日 平成22年7月1日
- (3) 届出内容 法第6条第2項に基づく変更届（小売業を行う者の閉店時刻の変更）

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大規模小売店舗立地法に定める市の意見はない。